平成２６年（フ）第１００５号
名古屋市南区呼続１丁目２番39号　シャンブルＭＡＫＩ－２Ｃ号、従前の住所名古屋市瑞穂区井戸田町４丁目１番地
破産者　藤田　益己
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５６２号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目６番１－305号
破産者　上地　文夫
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目23番９号
破産者　松尾　孝仁
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０２号
沖縄県豊見城市字真玉橋147番地　如月マンション305号
破産者　照屋　留雄
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４９号
青森市金沢５丁目21番16号
破産者　櫛引　直大
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
福島県会津若松市上町６－36　サファリハイツ２－Ｄ、住民票上の住所福島県田村市都路町古道字前田63番地
破産者　加藤　嘉栄
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
愛知県一宮市木曽川町黒田字酉新田東ノ切７番地３
破産者　伊藤　博康
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４９号
愛知県一宮市花池３丁目４番１－204号　ラッフル花池、開始決定時の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字午新田下筬２番地８
破産者　塩川　和俊
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９号
愛知県一宮市赤見２丁目12番18号　山口マンション302号
破産者　遠矢工業こと　遠矢　　孝
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４９８号
愛知県安城市三河安城東町２丁目２番地13
破産者　谷澤　安人
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
愛知県西尾市羽塚町産畑１番地12
破産者　川村　真一
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
大津市唐崎４丁目３番11号
破産者　岡本　恒憲
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７０号
兵庫県西宮市上葭原町１番23号、開始決定時の住所兵庫県西宮市大浜町１番58―103号
破産者　伊達　伸治
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７０号
奈良県桜井市大字大福642番地の３
破産者　北島　　進
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７３号
福岡県宮若市宮田3871番地
破産者　迫　　正剛
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１８７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1721番地６
破産者　大矢　雄二
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係